

③避難先の選択肢

〈自宅で生活継続〉



自宅が居住継続できる状態であれば、避難所に行かないで、自宅にとどまる「在宅避難」という方法があります。



〈自宅外で生活〉



自宅での生活が危険な場合、近くの親戚や知人宅、民間賃貸住宅やホテル、会社の社宅や社員寮などへ一時的に避難することが考えられます。



近くに適当な避難先を確保できない場合、遠くの場所への「広域避難」も選択肢の一つになります。

〈避難所〉



自宅での生活が危険な場合、小・中学校体育館等の避難所への避難が可能です。また、公営住宅等に一時入居できる場合もあります。



避難所では、たくさんの知らない人と共同生活を送らなければならないため、いろいろと我慢を強いられることもあります。

可能な方は、避難所運営に協力しましょう。

〈福祉避難所〉



障害がある人にとっては、避難所で過ごすことができるのか不安です。



自治体や福祉事業者などにより、一般の避難所での生活が困難な要配慮者への配慮がされた福祉避難所が用意される場合があります。

④応急危険度判定

応急危険度判定とは、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するものです。



「危険」や「要注意」となると、取りあえず自宅外へ避難する必要がありますね。

⑤り災証明書

全壊



損傷割合

50%以上

大規模半壊

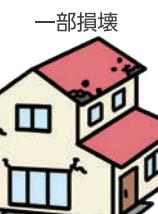


40%以上50%未満



損傷割合

20%以上40%未満



一部損壊

20%未満

り災証明書とは、被災した家屋の被害程度を区市町村が証明するものです。

被災者から申請があった場合に、区市町村が住家被害認定調査を行い、り災証明書を交付します。

り災証明書は、様々な支援制度への適用の判断材料として活用されています。

④応急危険度判定と⑤り災証明書における被害認定調査は異なる調査です。

応急危険度判定で「危険」と判断されたからといって、必ずしも、り災証明書で「全壊」と認定されるわけではありません。

修理や復旧等の前に、被害状況の写真を撮影し、できる限り記録に残しましょう。

※被害程度はイメージです
※マンションも対象です

